

東葛中部地区総合開発事務組合立障害者支援施設条例

平成 1 5 年 3 月 1 7 日

条例第 4 号

(設置)

第 1 条 障害者の自立及び社会経済活動への参加を促進するため、障害者を援助するとともに必要な保護を行うことにより、障害者の福祉を図るため、障害者自立支援法（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号。以下「法」という。）第 8 3 条第 4 項の規定により障害者支援施設（以下「施設」という。）を設置する。

(名称、位置及び定員)

第 2 条 施設の名称、位置及び定員は、次のとおりとする。

名称	位置	定員
東葛中部地区総合開発事務組合立障害者支援施設みどり園	我孫子市中峠 2 3 1 0 番地	生活介護 1 0 0 人
		施設入所支援 8 0 人
		短期入所 5 人

(事業)

第 3 条 施設において行う事業は、次に掲げるものとする。

- (1) 法第 5 条第 6 項に規定する生活介護に係る事業（以下「生活介護事業」という。）
- (2) 法第 5 条第 8 項に規定する短期入所に係る事業（以下「短期入所事業」という。）
- (3) 法第 5 条第 1 1 項に規定する施設入所支援に係る事業（以下「施設入所支援事業」という。）
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める事業（指定管理者による管理）

第 3 条の 2 施設の管理は、法人その他の団体であって本組合が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

(指定管理者に行わせる業務の範囲)

第 3 条の 3 前条の規定により指定管理者に行わせる施設の管理に係る業務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第3条各号に掲げる事業の実施に関する事。
- (2) 第5条の規定による利用の申込み等に関する事。
- (3) 第6条の規定による利用料金の收受等及び第7条の規定による利用料金の減免に関する事。
- (4) 第9条の規定による利用の停止等に関する事。
- (5) 施設及びその設備等の維持管理に関する事。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める業務
(利用者)

第4条 施設を利用することができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 法第19条第1項に規定する支給決定を受けた18歳以上である知的障害者
- (2) 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の4の規定による措置に係る者
- (3) 知的障害者福祉法第16条第1項第2号の規定による措置に係る者

(利用の申込み等)

第5条 施設を利用しようとする者（前条第1号に規定する者に限る。）は、規則で定めるところにより、あらかじめ指定管理者に利用の申込みをしなければならない。

2 前条第2号又は第3号に規定する措置に係る者の更生援護の実施者は、当該措置に係る者についてそれぞれ当該各号に規定する措置を委託しようとするときは、あらかじめ指定管理者に委託の申込みをしなければならない。

3 指定管理者は、前項に規定する委託の申込みがあったときは、同項に規定する措置の受託の適否を決定し、受託をする旨の決定をしたときはその旨を、受託をしない旨の決定をしたときはその旨及びその理由を当該更生援護の実施者に通知するものとする。

(利用料金)

第6条 施設を利用する者（第4条第1号に規定する者に限る。）は、施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない。

2 利用料金の額は、法第29条第3項に規定する厚生労働大臣が

定める基準により算定した費用の額（その額が現に同条第1項に規定する指定障害福祉サービス等（以下「指定障害福祉サービス等」という。）に要した費用（特定費用（同項に規定する特定費用をいう。以下同じ。）を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定障害福祉サービス等に要した費用の額）及び特定費用として実費相当額の範囲内で別表に定める額の合計額とする。

3 利用料金は、指定管理者の収入とする。

（利用料金の減免）

第7条 指定管理者は、規則で定めるところにより、利用料金の減額又は免除をすることができる。

（禁止事項）

第8条 施設を利用する者は、施設又はその敷地内において、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがある行為
- (2) 施設及びその設備等を汚損し、破損し、又は滅失するおそれがある行為
- (3) 指定した場所以外において火気を用いること。
- (4) 他人に危害を及ぼし、又は他人に迷惑を及ぼす行為
- (5) 前各号に掲げるもののほか、施設の管理に支障を及ぼすおそれがある行為

（利用の停止等）

第9条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者の施設の利用の全部若しくは一部を停止し、又は施設の利用を拒否することができる。

- (1) 前条の規定に違反した者又は違反するおそれがある者
- (2) 施設の管理上必要な指示に従わない者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、施設の管理上、施設の利用の全部若しくは一部を停止し、又は施設の利用を拒否する必要があると認められる者

（損害賠償）

第10条 施設又はその設備等に損害を与えた者は、管理者が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、管理者は、やむを得ない理由があると認めるときは、その額を

減額し，又は免除することができる。

(管理者による管理等)

第 1 1 条 指定管理者の指定の取消し等により指定管理者に施設の管理を行わせることができない場合におけるこの条例の規定の適用については，第 5 条及び第 9 条中「指定管理者」とあるのは，「管理者」とする。

2 前項に規定する場合において，管理者は，第 6 条の規定にかかわらず，施設を利用する者から同条第 2 項に規定する額の使用料を徴収するものとする。

3 第 7 条の規定は，前項の規定により使用料を徴収する場合に準用する。この場合において，同条（見出しを含む。）中「指定管理者」とあるのは「管理者」と，「利用料金」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。

(委任)

第 1 2 条 この条例の施行に関し必要な事項は，管理者が別に定める。

附 則（平成 1 5 年条例第 4 号）

この条例は，平成 1 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 8 年条例第 5 号）

この条例は，平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 8 年条例第 7 号）

この条例は，平成 1 8 年 1 0 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 9 年条例第 9 号）

(施行期日)

1 この条例は，平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第 5 条第 2 項の規定は，この条例の施行の日以後の施設の利用に係る使用料及び手数料の額について適用し，同日前の施設の利用に係る使用料及び手数料の額については，なお従前の例による。

附 則（平成 2 2 年条例第 4 条）

(施行期日)

- 1 この条例は，平成 26 年 1 月 1 日から施行する。ただし，第 3 条の次に 2 条を加える改正規定，第 6 条の改正規定（同条第 3 項に係る部分に限る。）及び第 6 条の次に 5 条を加える改正規定（第 11 条を加える部分に限る。）は，同年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日から平成 26 年 3 月 31 日までの間における改正後の東葛中部地区総合開発事務組合立障害者支援施設条例（以下「新条例」という。）の規定の適用については，新条例第 5 条及び新条例第 6 条第 1 項中「指定管理者」とあるのは「管理者」と，新条例第 6 条の見出し中「利用料金」とあるのは「使用料」と，新条例第 6 条第 1 項中「施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）」とあるのは「使用料」と，新条例第 6 条第 2 項中「利用料金」とあるのは「前項の使用料（以下「使用料」という。）」と，新条例第 7 条（見出しを含む。）中「利用料金」とあるのは「使用料」と，新条例第 7 条及び新条例第 9 条中「指定管理者」とあるのは「管理者」とする。
- 3 第 1 項ただし書に規定する規定の施行の日に現に効力を有する新条例の規定（前項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）により管理者がした手続その他の行為及び管理者に対してなされた申込み，手続その他の行為は，同日以後は，新条例の規定により指定管理者がした手続その他の行為及び指定管理者に対してなされた申込み，手続その他の行為とみなす。

別表（第 6 条第 2 項）

区分		額	
食 事 の 提 供 に	短期入所事業を利用する者のうち障害者自立支援法施行令（平成 18 年政令第 10 号）第 17 条第 1 項第 2 号から第 4 号までに掲げる者	朝食 1 食当たり	1 7 6 円
		昼食 1 食当たり	2 3 5 円
		夕食 1 食当たり	2 3 5 円

要 す る 費 用	生活介護事業を利用する者 のうち東葛中部地区総合開 発事務組合立共同生活介護 事業所条例（平成22年東 葛中部地区総合開発事務組 合条例第 号）第1条に 規定する事業所を利用して いる者（以下この表におい て「ケアホーム利用者」と いう。）	昼食1食当たり 563円
	上記以外の者	朝食1食当たり 422円
		昼食1食当たり 563円
		夕食1食当たり 563円
光 熱 水 費	短期入所事業を利用する者	1日当たり 164円
	施設入所支援事業を利用す る者	1月当たり 5,000円
	生活介護事業を利用する者 のうち入浴サービスを利用 する者	1回当たり 164円
日 用 品 費	生活介護事業又は施設入所 支援事業を利用する者（ケ アホーム利用者を除く。）	1月当たり 4,000円
	短期入所事業又は第3条第 4号に規定する事業を利用 する者（生活介護事業又は 施設入所支援事業を利用す る者を除く。）	1日当たり 131円
創作的活動に係る材料費（生活 介護事業を利用する者に係るも のに限る。）		1回当たり 実費

<p>年金及び預貯金の管理，小遣いの出納並びに医療費助成申請，年金の現況届，自立支援給付に係る収入申告及び都道府県民税又は市町村民税若しくは特別区民税の申告の代行に係る費用（生活介護事業又は施設入所支援事業を利用する者（ケアホーム利用者を除く。）に係るものに限る。）</p>	<p>1月当たり 3,000円</p>
<p>上記以外の費用であって，生活介護事業，施設入所支援事業又は短期入所時事業において提供される便宜に要する費用のうち日常生活においても通常必要となるものに係る費用</p>	<p>1件当たり 実費</p>